

地方公共団体からの意見聴取の結果

地方公共団体からの意見聴取の結果①

※ 地方公共団体の発言内容を事務局にて要約

1-1(1) 入札参加資格審査手続（申請様式・項目及び必要書類）

（申請様式・項目）

- 申請項目の中には、地域特有の加点要素があるが、これらの項目を廃止することは困難。規模の大きい区域外業者の参入により、区域内の小規模事業者が落札できなくなることを避けるため、区域内の小規模事業者の受注機会を確保することを重視している。
- 申請様式・項目及び必要書類の共通化に伴い、地方公共団体の調達関連システムを改修する場合、申請項目等に係る部分の改修だけでなく、格付の計算に係る部分の改修が必要になる等、影響が大きく、ある程度の工数が必要となる。各地方公共団体が所有している既存のシステムを改修し進めていくことは非効率ではないかと考える。
- 共通の申請項目等については代表の団体が共通で、個別の申請項目等については各地方公共団体が個別で審査を実施している。共通化するに当たっては、共通審査・個別審査の体制を整備するとともに、共通の申請項目と個別の申請項目を一体として格付できるシステムを構築する必要があるのではないかと考える。また、全国共通の申請項目を取り入れつつ、各地方公共団体が個別の申請項目の設定や格付、名簿作成等を行うことのできるシステムが理想的であると考えます。
- 事業者からは、当該事業者が力を入れて取り組んでいること（地域要件等）を入札参加資格審査で評価してほしいという声がある。このため、現行の申請項目の一部を廃止することについては、事業者の納得が得られないことが懸念される。

（必要書類）

- 事業者目線に立てば、入札参加資格審査の必要書類は最小限にすべきと考える。
- 区域内業者、区域外業者を問わず提出を求めている工事経歴書等は、共通化が比較的容易であると考えます。
- 原本を確認する必要がある必要書類を電子化すること、又は写しの有効性を認めることについて整理することが必要ではないかと考える。

（審査基準等）

- 審査基準等については、地域の実情に応じて定めていることから、一律化することは困難と考える。
- 入札参加資格審査申請の際には、地域要件は設けておらず、入札参加資格審査手続を共通化・デジタル化することについて大きな障害はない。また、地域要件については、個別の入札における入札参加資格において設定しており、総合評価方式での入札の場合にのみ加点要素として申請を求めている。総合評価方式での入札について、提出書類は多いものの、年間の契約件数のうち僅かであり、事業者の負担はあまりないと考える。

1-(2) 入札参加資格審査手続（申請方法）

（受付方法）

- 申請方法の電子化について、メール等ではなく、共同システムを構築しシステム化していく方がよい。
- 申請方法がオンライン申請に共通化された場合、これまで郵送（書面）で申請してきた小規模事業者がオンライン申請に対応できないおそれがある。このため、書面申請とオンライン申請を併用することとすることが望ましいのではないか。
- 随時申請については、一月ごとに受け付けており、1ヶ月で審査及び格付を行っている。この審査期間を短くすることは難しい。
- 事業者の利便性の観点からは、事業者が任意の時期に申請できるよう、随時申請とすることが望ましい。
- 申請を複数の地方公共団体共通のシステムで受け付けて共同で審査しているが、代表して審査する地方公共団体の規模に応じてランダムに振り分けられるため、審査に係る事務負担が特定の団体に集中することはない。このため、申請を共同で受け付けることについて特段デメリットを感じていない。

（申請時期）

- 申請時期については、契約担当部署の繁忙期である年度末から年度当初を避ければ、共通化することはできる。
- 申請時期を一定の時期に共通化すると、申請に係る事業者の負担が集中することが懸念されるため、適当な申請期間の確保が必要である。
- 申請時期について、ある程度の期間をかけて調整していくことで、共通化できると考える。

（入札参加資格の有効期間）

- 入札参加資格の有効期間を共通化するに当たって、この期間を1年間に統一した場合、地方公共団体・事業者双方の事務負担が大きくなることが想定されることから、申請期間は2年間又は3年間に設定することが妥当ではないか。
- 有効期間は2年間としているが、有効期間を共通化することについては特段支障がない。

2-(1) 案件情報の公表方法等

- 事業者の利便性の観点から、インターネット上で公表することが望ましい。
- 共通化するに当たっては、公表する項目等を整理する必要があるのではないか。
- 指名競争入札や随意契約に関して、公募、プロポーザル方式、オープンカウンター方式等によるものは公表する必要があるが、これらの方法によらない通常の指名競争入札や随意契約については、現在も公告を行っておらず、必要はない。

2-(2) 入札、契約、完了届、請求等

(入札)

- 入札参加申込書、入札書等について、要綱を改正する必要があるが、共通化することはできる。

(契約)

- 電子契約について、民間の電子契約サービスが普及し始めており、このような民間サービスを活用するという方法もあるか。
- 電子契約について、入札参加資格申請システムを共同運営している一部の地方公共団体では、今年度から電子契約の導入を開始するなど、各地方公共団体における取組が進められている。

(完了届、請求等)

- 入札参加資格審査から電子入札、電子契約まで、一連の手続を契約課で行っているところ、現在システム化されていない完了検査、請求についても、今後電子化を検討していきたいと考えている。
- 請求書について、電子データでの提出を可能としている。事業者の任意の様式により提出を受けているが、この様式を共通化することは特段考えていない。
- 請求書について、事業者の任意の様式により提出することを可能としているが、全国的に共通することができる。

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

(地方公共団体共通のシステムの整備)

- 入札、支払、案件執行、検査等を行う部署がそれぞれ異なり、利用しているシステムもそれぞれ異なることから、全ての業務を一括で処理できるシステムを構築することは困難ではないか。
- 工事や設計、コンサルタント業務等と、物品や役務等に係る事務が同一システムで一体的に取り扱われているため、工事等と物品等に係る事務を処理するシステムを分離することは想定していない。
- 国のシステムの機能を活用することについては、地方公共団体のシステムの情報を国のシステムに取り入れ、連携していくことも考えられるが、情報を収集する機能を設けるためのシステム改修が必要となることや、地方公共団体のネットワーク強靱化、LGWAN・三層分離との関係の問題等を考慮すると、対応しにくいのではないか。
- 国の調達ポータルやJACICが運営する入札情報サービス（統合PPI）等の複数のシステム間をどのように情報連携していくかが課題である。
- 事業者にとっては、様式・項目や必要書類が共通化されることのメリットがある一方で、オンライン申請に対する否定的な意見も出てくるのではないか。
- 入札参加資格申請を複数の地方公共団体共通のシステムで受け付けているが、運用協議会を設置し議論して運用している。手続やシステムの改善要望がある場合には、参加地方公共団体から運用協議会に意見を提出し、多数決で可決されたものについては対応している。仮に地方公共団体共通システムが構築された場合、これまで以上に地方公共団体の意見が反映されないこととなる可能性もあるが、決定事項については従うこととなる。

(規律方法)

- 規律方法について、国の法令で規定する場合、技術的な助言を行う場合のいずれにおいても、まずは、実質的に運用を共通化していくことに加え、国が地方公共団体に対して時間をかけて共通化を促していくことや、財政措置を講ずることが必要ではないか。

(共通化・デジタル化のメリットの提示)

- コスト面や人力的な課題により電子化・オンライン化を見送っている地方公共団体も多いと思われるため、共通化することによって、単独でシステムを整備するより安価となることを地方公共団体に理解してもらうとともに、事業者へのオンライン申請に係る説明会の実施や共通マニュアルの整備、共通のコールセンターの設置等があれば、共通化・デジタル化が進むのではないか。